

仕 様 書 (案)

1 件名

港にぎわい公園づくり推進計画及び整備マニュアル策定支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

港区役所本庁舎（所在地：港区芝公園一丁目 5 番 25 号）

4 目的

本委託は、令和 4 年 3 月策定の「港にぎわい公園づくり推進計画」（以下「推進計画」という。）について、取組の進捗状況や令和 6 年度に実施した公園等利用実態調査の結果、区を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえて、次期推進計画を策定するとともに、推進計画に示す取組を区内の公園等で展開していくための「港にぎわい公園づくり整備マニュアル（仮称）」（以下「整備マニュアル」という。）をとりまとめることを目的とする。

5 用語について

本仕様書での用語は以下のとおりとする。

○公園等：港区が管理する公園・児童遊園・遊び場・緑地

6 業務内容

（1）計画準備

業務の実施に先立ち、調査・検討方法、体制、スケジュール等について、実施計画書及び工程表を作成し、提出する。

（2）港区の公園等の整理

ア 事業進捗状況の整理

現行の推進計画に掲げた施策に基づく「具体的な取組」について関係する所管課・係を対象に、実施状況に関する調査を実施し、進捗状況を項目ごとに整理する。

イ 利用者意向調査

令和 6 年度実施の公園等利用実態調査を踏まえた上で、これを補足するための利用者意向調査を検討、実施する。小・中学生を対象とした利用者意向調査は必ず実施すること。調査対象、調査方法の詳細は協議により決定する。

ウ 公園等の現状のとりまとめ

ア、イと令和6年度実施の公園等利用実態調査及びその分析結果等を基に、発注者がこれまでに実施してきた公園事業とその成果をとりまとめる。

(3) 現行推進計画の課題と改定の方向性の整理

ア 現行推進計画の課題整理

(2)で把握した現状を踏まえ、現行推進計画の課題を整理する。課題の整理にあたっては、現行推進計画策定以降の公園等を取り巻く新たな動向や環境の変化、関連する法律の改正や区の上位計画の改定、国及び東京都の取組などを踏まえ、新たに取り組むべき課題も抽出する。

イ 改定の方向性に関する検討支援

アで整理した課題を踏まえ、関連する法律や計画等との整合を図りつつ、見直しに当たっての方向性や指標・目標値の見直しの考え方を整理する。

(4) 推進計画「改定素案」及び「改定案」の作成支援

ア 公園等の整備・管理運営に関する検討支援

改定の方向性を踏まえ、公園等の整備・管理運営に関する目標、基本方針、施策の見直しの検討を支援する。

イ 公衆トイレに関する検討支援

「進めよう！おもてなし公衆トイレ」整備方針及び改定の方向性を踏まえ、公衆トイレの整備・維持管理に関する目標、基本方針、施策の見直しの検討を支援する。

ウ 地域別方針の検討支援

ア及びイを踏まえた、公園等配置計画の見直し及び区内5地区の取組方針の検討を支援する。検討に当たっては、(5)において検討する整備マニュアルと整合を図った内容とする。

エ 推進体制、進行管理の検討支援

改定素案の推進体制、進行管理の検討を支援する。

(5) 整備マニュアルの検討支援

ア 現況の分析・評価

① 現況整理

公園等整備方針を検討するための基礎資料として、次の事項について現況を整理する。

- ・都市計画などの上位計画を踏まえ区の公園等に求められる機能
- ・公園等の立地特性
- ・利用状況・利用者等の意向
- ・公園等の現況施設（これまでの整備）
- ・公園整備における他自治体の先進事例

なお、公園等に求められる機能の整理検討に当たっては、特に、インクルーシブな公園の整備、防災機能の強化、環境配慮の推進、夏場の暑熱対策に

について検討すること。

② 分析・評価

前項の整理の結果を基に、公園等の現在の機能と公園等の立地特性や利用状況等との整合及び公園等に求められる機能の充足状況を評価するための評価指標を設定し、各公園等の特性を可視化する。

イ 整備マニュアルの検討

公園等の現況評価及び推進計画改定の方角性を基に、公園等の利用タイプ、役割・位置づけについて検討する。その上で、各公園等が担う機能を整理し、公園等配置計画を見直す。

また、今後導入を進める施設や優先的に整備を進める公園等選定の考え方及び整備概算費用を整理し、整備イメージを取りまとめる。

ウ 整備マニュアルのとりまとめ

ア及びイの検討結果を基に、港にぎわい公園づくり整備マニュアル（仮称）をとりまとめる。

（６）パブリックコメントの実施支援

ア パブリックコメント資料作成支援

推進計画改定素案について、パブリックコメントを実施する際の資料等作成及び印刷を支援する。

作成する資料等は、以下のとおりとする。

① 港にぎわい公園づくり推進計画改定素案

② 港にぎわい公園づくり推進計画改定素案 概要版

③ 港にぎわい公園づくり推進計画改定素案 説明動画（２種類）

・短尺版 計画改定及びパブリックコメント実施について周知するための動画（30 秒程度）

・長尺版 改定素案の概要を説明する動画（3～5 分間程度）

④ 子ども向け説明資料

イ 区民説明会運営支援

パブリックコメント実施に当たり発注者が開催する区民説明会（平日 1 回・休日 1 回）に関する説明資料作成、配付資料印刷、運営支援及び記録作成を行う。

ウ 意見整理

提出された意見の整理、改定案への反映に関する検討を支援する。

（７）港にぎわい公園づくり推進計画改定案 印刷原稿作成支援

パブリックコメントの結果を反映した改定案について、図表、イラスト、写真などを活用し、視覚的にわかりやすい資料として整える。

（８）検討委員会等の運営支援

ア 「港にぎわい公園づくり推進計画検討会」の運営支援

学識経験者と区民により構成する「港にぎわい公園づくり推進計画検討会」

（６回程度を予定）に関する資料作成や運営（実施に係る設営及び資料印刷準備等を含む）支援を行う。なお、学識経験者等への謝礼の支払いは発注者で行う。

イ 「港にぎわい公園づくり推進計画策定委員会」の運営支援

庁内関係部署の職員により構成する「港にぎわい公園づくり推進計画策定委員会」（６回程度を予定）に関する資料作成及び運営（実施に係る設営及び資料印刷準備等を含む）支援を行う。

ウ 計画改定及び整備マニュアル検討に関するワーキングの運営支援

計画改定及び整備マニュアルに関する実務者レベル（各支所公園担当及び指定管理者）のワーキング（計１０回程度を予定）に関する資料作成及び運営（実施に係る設営及び資料印刷準備等を含む）支援を行う。

（９）打ち合せ協議

業務を進めるに当たり、発注者と受注者の意思疎通を図るため、打ち合せ協議を実施する。なお、打ち合せ協議は、初回・中間１１回・成果品納入時を基本とするが、必要に応じ適宜実施するものとする。

7 業務実施計画書の提出

受注者は業務実施に当たり、契約日の翌日から起算して、２週間以内に、日時、方法、業務責任者氏名、作業人員等を記載した業務実施計画書を提出し、発注者の承認を得ること。

8 成果品

受注者は、以下の成果品を令和１０年３月３１日までに発注者に提出すること。

- ① 業務報告書 ２部
- ② 業務完了までの議事録及び関係資料 一式
- ③ 「港にぎわい公園づくり推進計画」 本編（Ａ４・カラー版） ５部
- ④ 「港にぎわい公園づくり推進計画」 概要版（Ａ３・カラー版） ２部
- ⑤ 「港にぎわい公園づくり整備マニュアル」 本編（Ａ４・カラー版） ５部
- ⑥ 上記成果品の電子データ（ＣＤ－ＲもしくはＤＶＤ－Ｒ） １部

なお、電子データの形式はマイクロソフト製オフィスを使用して作成すること

9 業務実績等の資格要件

（１） 本業務を遂行するに当たり、過去５年以内に東京都、特別区又は政令指定都市において、以下の実績を有すること。

- ① 当該市区町村の全域を対象とした公園計画に関する業務
（長寿命化計画に係わる業務は除く） ： １件以上
- ② 個別公園の整備に係わる基本構想、基本計画又は基本設計業務 ： １件以上

（２） 本業務を遂行するに当たり、上記９（１）の実績を有すると共に、技術士（総

- 合技術監理部門又は都市及び地方計画)を有する業務責任者を配置すること。
- (3) 本業務を遂行するに当たり、上記9(1)の実績を有する者と技術士(総合技術監理部門又は都市及び地方計画)を有する者を業務担当者としてそれぞれ1名以上配置すること。

10 著作権の取扱い

この契約の履行により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。ただし、受注者が、この契約の目的を遂行するために発注者に提供する文書及び資料、その他の著作物のうち、この契約以前から受注者が著作権を有していた部分は受注者に留保するものとする。

- (1) 受注者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、かかる成果品についての複製、二次的著作物作成、その他の形式で制限なく自ら利用し、他に利用させることのできる使用权を受注者に留保する。
- (2) 発注者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができない。

11 支払方法

契約代金は、全ての業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき一括で支払うこととする。

12 受注者の責務等

- (1) 受注者は、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。

- (7)受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (8)受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第 42 号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (9)受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

13 環境により良い自動車利用

- (1)本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2)電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、ハイブリッド自動車(HV)の総称を指す。
- (3)適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4)本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成 29 年 3 月 16 日改正 28 環改車第 790 号)」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

14 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

15 担当

港区街づくり支援部土木課土木計画係
電話:03-3578-2217 FAX:03-3578-2369